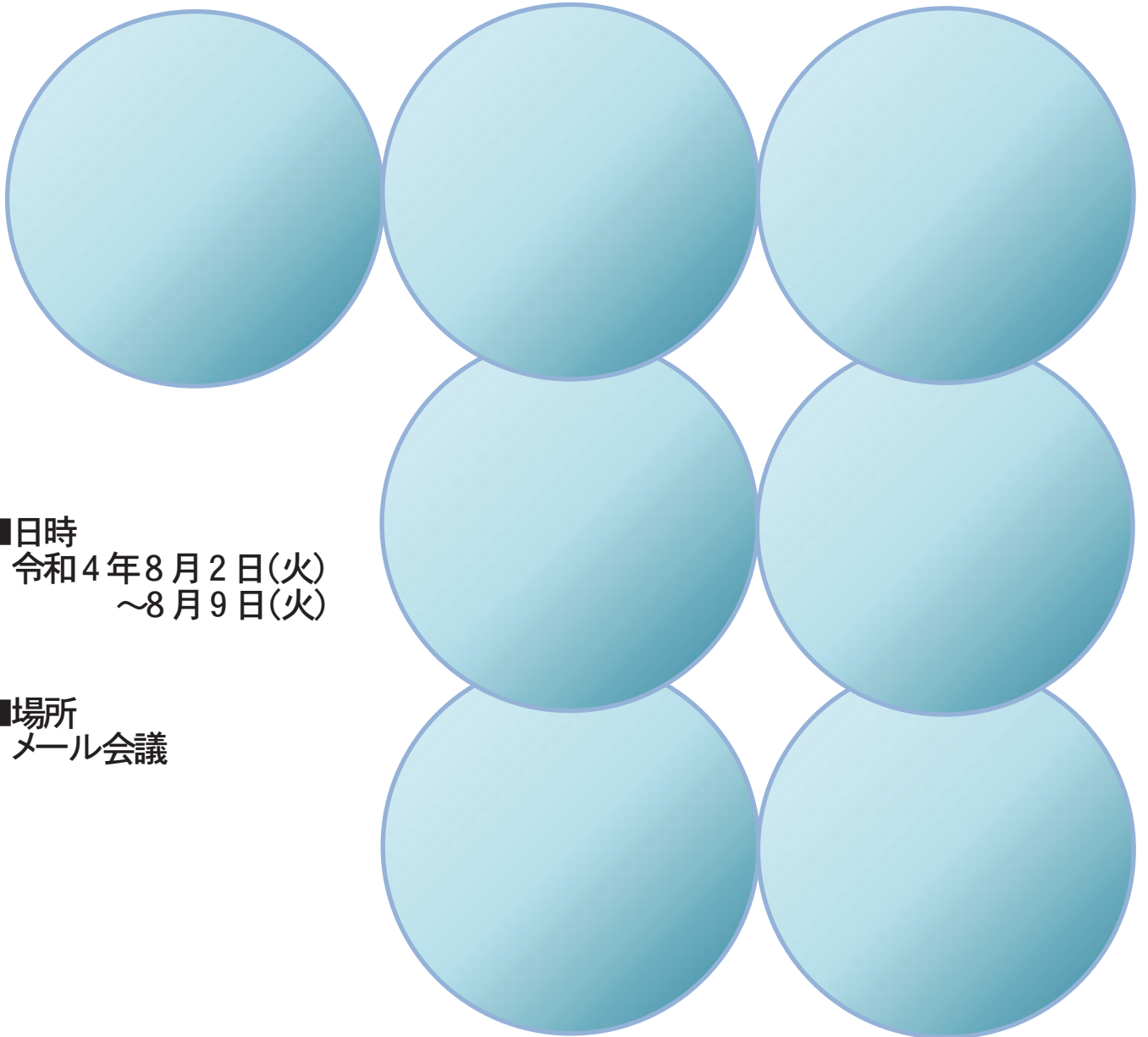


# 九州地区土地政策推進連携協議会

## 令和4年度 臨時総会



■日時  
令和4年8月2日(火)  
～8月9日(火)

■場所  
メール会議

九州地区土地政策推進連携協議会  
令和4年度 臨時総会

次 第

1. 規約の改正(案)

## 土地政策推進連携協議会規約改正案（新旧対照表）

※赤字部分は改正部分  
 [今回改正案] 令和4年〇月〇日改正予定  
 [制 定] 平成31年1月30日第1回総会決議

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>九州地区土地政策推進連携協議会規約</b></p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則 この規約は、平成31年1月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年7月19日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和2年9月11日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和3年7月21日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和4年5月26日から適用する。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年〇月〇日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>別表1 一.行政機関等（抜粋）                  財務省九州財務局管財部長                  財務省福岡財務支局管財部長                  農林水産省九州農政局経営・事業支援部長</p> <p>別表1 準構成員名簿（抜粋）                  （削除）                  林野庁森林整備部森林利用課</p> <p>別表2 幹事会名簿（抜粋）                  財務省九州財務局管財部国有財産調整官                  財務省福岡財務支局管財部国有財産調整官                  農林水産省九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課長</p>	<p style="text-align: center;"><b>九州地区土地政策推進連携協議会規約</b></p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則 この規約は、平成31年1月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年7月19日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和2年9月11日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和3年7月21日から適用する。（別表1・別表2関係）</p> <p>附 則 この規約は、令和4年5月26日から適用する。</p> <p>別表1 一.行政機関等（抜粋）                  （新規加入）</p> <p>別表1 準構成員名簿（抜粋）                  農林水産省九州農政局                  （新規加入）</p> <p>別表2 幹事会名簿（抜粋）                  （新規加入）</p>

## 九州地区土地政策推進連携協議会規約

第1条 本会は、九州地区土地政策推進連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員等)

第4条 本会は、別表1に掲げる行政機関等及び協力団体(以下、「構成員」という。)、並びに準構成員をもって構成する。

2 準構成員は、総会で参加を認められた者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省九州地方整備局長をもってこれに充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

2 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

5 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- 一 本規約の改正
- 二 構成員及び準構成員の加入・退会
- 三 幹事会から提出された議案
- 四 その他重要な事項

(総会の公開)

第7条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会后速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第8条 総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。

3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

4 幹事会は、九州地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。

5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項

二 総会に提出する議案に関する事項

三 総会が幹事会に委任した事項

四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、九州地方整備局用地部用地企画課に置く。

2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月19日から適用する。(別表1・別表2関係)

附 則

この規約は、令和2年9月11日から適用する。(別表1・別表2関係)

附 則

この規約は、令和3年7月21日から適用する。(別表1・別表2関係)

附 則

この規約は、令和4年5月26日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年〇月〇日から適用する。(別表1・別表2関係)

別表1(第4条第1項関係)

九州地区所土地政策推進連携協議会 構成員名簿

一. 行政機関等

国の機関

機関名	役職名	摘要
国土交通省	九州地方整備局長	会長
	九州地方整備局用地部長	
	九州地方整備局建政部長	
法務省	福岡法務局長	
	福岡法務局民事行政部長	
	佐賀地方法務局長	
	長崎地方法務局長	
	大分地方法務局長	
	熊本地方法務局長	
	宮崎地方法務局長	
鹿児島地方法務局長		
財務省	九州財務局管財部長	
	福岡財務支局管財部長	
農林水産省	九州農政局経営・事業支援部長	

県・政令指定都市の機関

機関名	役職名	摘要
福岡県	県土整備部長	
佐賀県	県土整備部長	
長崎県	土木部長	
熊本県	土木部長	
大分県	土木建築部長	
宮崎県	県土整備部長	
鹿児島県	土木部長	
北九州市	建設局総務用地部長	
福岡市	道路下水道局用地部長	
熊本市	都市建設局土木部長	

土地開発公社

機関名	役職名	摘要
大分県土地開発公社	理事長	

福岡県の市町村(政令指定都市を除く)

大牟田市	久留米市	直方市	飯塚市	田川市
柳川市	八女市	筑後市	大川市	行橋市
豊前市	中間市	小郡市	筑紫野市	春日市
大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
うきは市	宮若市	嘉麻市	朝倉市	みやま市
糸島市	那珂川市	宇美町	篠栗町	志免町
須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	芦屋町
水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
桂川町	筑前町	東峰村	大刀洗町	大木町
広川町	香春町	添田町	糸田町	川崎町
大任町	赤村	福智町	苅田町	みやこ町
吉富町	上毛町	築上町		

佐賀県の市町村

佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市
武雄市	鹿島市	小城市	嬉野市	神埼市
吉野ヶ里町	基山町	上峰町	みやき町	玄海町
有田町	大町町	江北町	白石町	太良町

長崎県の市町村

長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市
平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市
西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町
東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町
新上五島町				

熊本県の市町村(政令指定都市を除く)

八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市
山鹿市	菊池市	宇土市	上天草市	宇城市
阿蘇市	天草市	合志市	美里町	玉東町
南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町
南小国町	小国町	産山村	高森町	西原村
南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町
山都町	氷川町	芦北町	津奈木町	錦町
多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村
山江村	球磨村	あさぎり町	苓北町	

大分県の市町村

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市
臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市
宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村
日出町	九重町	玖珠町		

宮崎県の市町村

宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市
日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町
高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町
西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町
諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町
五ヶ瀬町				

鹿児島県の市町村

鹿児島市	鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市
指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市	日置市
曾於市	霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志市
奄美市	南九州市	伊佐市	始良市	三島村
十島村	さつま町	長島町	湧水町	大崎町
東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町	中種子町
南種子町	屋久島町	大和村	宇検村	瀬戸内町
龍郷町	喜界町	徳之島町	天城町	伊仙町
和泊町	知名町	与論町		

二. 協力団体

組織名	役職名	摘要
九州弁護士会連合会	理事長	
九州ブロック司法書士会協議会	会長	
福岡県土地家屋調査士会	会長	
(一社)九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会	会長	
(一社)日本補償コンサルタント協会九州支部	支部長	
福岡県行政書士会	会長	
(一社)日本国土調査測量協会九州地区事業委員会	会長	
(公社)全日本不動産協会九州・沖縄地区協議会	会長	
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会九州地区連絡会	会長	



## 九州地区土地政策推進連携協議会 準構成員名簿

機関名・組織名
林野庁森林整備部森林利用課
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
防衛省九州防衛局
西日本高速道路株式会社九州支社
独立行政法人都市再生機構九州支社
九州電力送配電株式会社
独立行政法人水資源機構筑後川局
電源開発株式会社西日本支店
独立行政法人空港周辺整備機構福岡空港事業本部
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部
九州旅客鉄道株式会社
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局
宇宙航空研究開発機構施設設備部
株式会社NTTドコモ九州支社
福岡北九州高速道路公社
西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所
佐賀県土地開発公社
福岡県南広域水道企業団
諫早市土地開発公社
島原市土地開発公社
宮崎県企業局
鹿児島県道路公社

別表2(第8条第2項関係)

九州地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿

機関名	役職名	摘要
国土交通省	九州地方整備局用地部用地調整官	座長
	九州地方整備局用地部用地調査官	
	九州地方整備局用地部用地企画課長	
	九州地方整備局建政部計画管理課長	
法務省	福岡法務局民事行政部不動産登記部門首席登記官	
	佐賀地方法務局登記部門首席登記官	
	長崎地方法務局登記部門首席登記官	
	大分地方法務局登記部門首席登記官	
	熊本地方法務局不動産登記部門首席登記官	
	鹿児島地方法務局不動産登記部門首席登記官	
	宮崎地方法務局登記部門首席登記官	
財務省	九州財務局管財部国有財産調整官	
	福岡財務支局管財部国有財産調整官	
農林水産省	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課長	
福岡県	企画・地域振興部総合政策課長	
	県土整備部用地課長	
佐賀県	県土整備部土地利活用課長	
長崎県	土木部用地課長	
熊本県	土木部用地対策課長	
大分県	土木建築部用地対策課長	
宮崎県	県土整備部用地対策課長	
	総合政策部中山間・地域政策課長	
鹿児島県	土木部監理課用地対策室長	
	総合政策部地域政策課長	
北九州市	建設局総務用地部用地管理課長	
福岡市	道路下水道局用地部用地調整課長	
熊本市	都市建設局土木部土木総務課用地調整室長	
大分県土地開発公社	土木事業部長	